

公益社団法人静岡県理学療法士会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県理学療法士会の役員に支給する報酬に関して適切かつ公正に支給することを目的とする。

(役員)

第2条 この規程に基づき、役員報酬の支給を受ける者は、会長、副会長、専務理事ならびに常務理事（以下、業務執行理事という）、理事（外部理事含む）、監事（外部監事含む）とする。

(役員報酬等)

第3条 役員報酬等の額は、別表1、別表2に掲げるとおりとし、別表の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬その他の職務執行の対価として支給することができる。

(役員報酬検討特別委員会)

第4条 役員報酬検討特別委員会（以下、委員会）は、総会の諮問を受け、役員の勤務形態に応じた報酬の区分及びその額について答申する。

- 2 委員会は、委員3名以上をもって構成するものとし、総会の承認を経て会長が委嘱する。委員のうち1名は本会事務局員とする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員の欠員は、必要に応じて委員長がこれを補充する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 6 委員会での審議は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬の支給)

第5条 会長、副会長、業務執行理事、理事（外部理事含む）、監事（外部監事含む）の役員報酬は、各年度の3月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法で支給する。
- 3 役員報酬は、受給者の申し出により辞退することができる。

(在任期間の算定)

第6条 役員報酬の計算の基礎となる在任期間は、役員として引き続いた在任期間とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、総会の承認を受けて行わなければならない。

(附則)

- 1 本規程は、平成 29 年度の役員から適用する。
- 2 本規程は、令和 2 年 6 月 20 日より、一部改訂により施行する。
- 3 本規程は、令和 5 年 6 月 17 日の第 15 回定時総会での承認後、令和 6 年 4 月 1 日より、一部改訂により施行する。
- 4 本規程は、令和 7 年 6 月 22 日より、一部改訂により施行する。

別表 1 役員報酬一覧表

役職名	役員報酬（年俸）
会長	54,000円
副会長	45,000円
専務・常務理事	36,000円
理事（外部理事含む）	36,000円
監事	15,000円
外部監事	100,000円

別表 2 役員報酬（謝金規定）

算定基準	金額（手取り額）
1日あたり1時間以上3時間未満	1,000円
1日あたり3時間以上5時間未満	2,000円
1日あたり5時間以上8時間未満	3,000円
1日あたり8時間以上	5,000円
〔目的〕 公益社団法人静岡県理学療法士会（以下「本会」という）の会員が本会の命を受けて、その用務遂行のために行動する場合には謝金を支給することができる。 〔支給に関して〕 1）謝金は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。 2）別表 2 の算定基準については実働時間とする（休憩時間は除く）。 〔弁当に関して〕 1）本会の用務の時間帯を考慮し、謝金とは別に、弁当と飲み物を支給することができる。 2）原則として、1食当たり飲み物代も含めて1,000円（税抜き）を上限とする。 〔算定困難な場合〕 この規定にない事情が生じた場合は、理事会の決議に従うものとする。	